

## クラウドファンディングによるベンチャー企業支援に関する連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社 FUNDINNO（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおりクラウドファンディングによるベンチャー企業支援に関する連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、相互の密接な協力と連携を推進し、クラウドファンディングを活用した資金調達をサポートを行うことにより、神奈川県内において新たな取組に挑戦するベンチャー企業を支援することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力するものとする。

- (1) ベンチャー企業のクラウドファンディング利用における助言・サポートに関すること
- (2) クラウドファンディングの普及・啓発に関すること
- (3) ベンチャー企業に対する別紙（特約事項）の支援措置に関すること
- (4) その他、甲及び乙の協議により必要と認められる取組に関すること

2 前項各号に定める事項の推進に当たり、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項の推進に当たり、甲及び乙は関係各所との連携が図られるよう努めるものとする。

### （内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更の採否を決定するものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。

### （秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき授受した情報について、善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、機密を保持する。

2 甲及び乙は、本協定に基づき授受した情報を、本協定第2条に規定する連携・協力事項以外の目的のために使用してはならない。

3 甲及び乙は、本協定に基づき授受した情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、法令又は条例等に基づき開示を請求された場合、もしくは事前に相手方の承諾を得た場合は、その限りではない。

### （疑義等の処理）

第6条 本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年1月31日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 東京都品川区東五反田5丁目25番18号  
株式会社 FUNDINNO  
代表取締役 柴原 祐喜

別紙（特約事項）

項目	内容
株主管理ツール「FUNDOOR」に係る月額手数料の優遇について	県が運営する「かながわベンチャー限定クラウドファンディング『かなエール』」を通じて、株式投資型クラウドファンディングのプラットフォーム「FUNDINNO」へ利用申込を行い、資金調達に至った企業に対し、株主管理ツール「FUNDOOR」のグロースプランの月額利用料を永年無料（本協定が解消された場合も同様）とすること。